

四日市市告示第391号

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年7月2日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱(令和2年四日市市告示第347号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の対象期間)</p> <p>第3条 補助金の対象期間は、令和2年4月1日から<u>令和2年9月30日まで(国の支給決定を受けた期間の終期が令和2年10月1日以後である場合は、令和2年4月から当該決定の終期まで)</u>のうち、<u>国の支給決定を受けた期間とする。</u></p>	<p>(補助金の対象期間)</p> <p>第3条 補助金の対象期間は、令和2年4月1日から<u>令和2年6月30日までの3か月間とする。</u></p>
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>対象事業者が解雇等を行った場合は、雇用調整助成金等助成額算定書の基準賃金額(休業手当額)の1/10とし、予算の範囲内とする。</u></p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、予算の範囲内において、各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1)対象事業者が解雇等を行わず雇用を維持している場合</u></p> <p><u>①令和2年4月1日から7日まで雇用調整助成金等助成額算定書の基準賃金額(休業手当額)の1/10</u></p> <p><u>②令和2年4月8日以降の休業が含まれる場合 雇用調整助成金等の休業手当の支払率60%までの部分の1/10</u></p>

(2) 対象事業者が解雇等を行った場合
雇用調整助成金等助成額算定書の基準
賃金額（休業手当額）の 1 / 10

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（別紙1） ①算定書（雇用調整助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）の場合 【雇用調整助成金算定書の基準賃金額（休業手当額）の1/10】

①平均賃金額	②休業手当の支払率		③基準賃金額	④市補助額 【③×1/10】	⑤休業延べ日数	⑥補助金額
	全日		%			
	短時間		%			

*①平均賃金額は、雇用調整助成金助成額算定書の（4）の金額を転記

*③基準賃金額は、雇用調整助成金助成額算定書の（6）の金額を転記

の部分に入力ください。 の部分は自動計算です。

第1号様式（別紙1） ②算定書（緊急雇用安定助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）の場合 【緊急雇用安定助成金算定書の基準賃金額（休業手当額）の1/10】

①平均休業 手当日額		②休業手当の支払率		③基準賃金額 【①】	④市補助額 【③×1/10】	⑤休業延べ日数	⑥補助金額
	全日		%				
	短時間		%				

*①平均休業手当日額は、緊急雇用安定助成額算定書の（4）の金額を転記

の部分に入力ください。

の部分は自動計算です。

第1号様式（別紙1） ③算定書（小規模事業主・雇用調整助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）の場合 【雇用調整助成金支給申請書の休業手当の合計額の1/10】

①休業手当の 合計額	②休業延べ日数	③休業手当の支払率		④基準賃金額 ①／②	⑤市補助額 【④×1/10】	⑥休業延べ日数 （市内店舗分）	⑦補助金額 【⑤×⑥】
		全日		%			

*①休業手当の合計額は、雇用調整助成金休業実績一覧表の④合計欄の金額を転記

*②休業延べ日数は、雇用調整助成金休業実績一覧表の⑥の日数を転記

の部分に入力ください。の部分は自動計算です。

第1号様式（別紙1） ④算定書（小規模事業主・緊急雇用安定助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）の場合 【緊急雇用安定助成金支給申請書の休業手当の合計額の1/10】

①休業手当の 合計額	②休業延べ日数	③休業手当の支払率		④基準賃金額 ①／②	⑤市補助額 【④×1/10】	⑥休業延べ日数 (市内店舗分)	⑦補助金額 【⑤×⑥】
		全日		%			

*①休業手当の合計額は、緊急雇用安定助成金休業実績一覧表の④合計欄の金額を転記

*②休業延べ日数は、雇用調整助成金休業実績一覧表の⑥の日数を転記

の部分に入力ください。の部分は自動計算です。

附 則

この要綱は、令和2年6月12日から施行する。

(商工農水部商工課)